



ほっかいどうけいさつ
北海道警察の
サンボルマスコット
ほくとくん
ほっ かい どう けい さつ
北海道警察



ことわる勇氣!

ストップ薬物乱用

きんねん たいまらんよう わかもの ちゆうしん ひろ
近年、大麻乱用が若者を中心に広がっています。
たいま たいまとりしまりほう きせい やくぶつ ひと
大麻は、大麻取締法で規制されている薬物の一つです。



たい ま やくぶつ
大麻は、どのような薬物ですか？

たいま か しょうぶつ たいまそう せいひん
大麻とは、アサ科の植物の大麻草とその製品のこ
とを言います。大麻は「マリファナ」「ハッパ」「ハ
シッシュ」などと呼ばれることもあります。
かんそう たいま ちやいろまた くさいろ いたじょう えきじょう
乾燥した大麻は、茶色又は草色です。板状や液状
にしたものもあります。



さいきん たいま たいま
最近では、「大麻リキッド」や「大麻ワックス」
のほか、大麻成分入りのキャンディーやクッキー、
チョコレートなどの食品が販売されていることがあ
るため、注意しましょう。
ちゆうい たいま
大麻リキッド▶



たいま つか さよう
大麻を使うと、どのような作用がありますか？

たいま つか しかく ちようかく かんかく かびん しゆうちゆうりよく か
大麻を使うと、視覚、聴覚などの感覚が過敏になり、集中力が欠
けたり、感情が不安定になったりします。このため、興奮状態になっ
て、幻覚や妄想に襲われるなどの精神障害が現れるようになります。



大麻乱用は厳しく処罰されます

たいまとりしまりほう ばつそく れい
大麻取締法での罰則(例)

- も ひと わた ばつ さいこう ねんかん けいむしょ い つみ
・持っていたり、人に渡したりすると、罰として最高5年間、刑務所に入れられる罪になり
ます。
- ゆにゆう ゆしゆつ さいばい ばつ さいこう ねんかん けいむしょ い つみ
・輸入や輸出をしたり、栽培したりすると、罰として最高7年間、刑務所に入れられる罪
になります。

シンナー

シンナーを使うと、集中力や判断力が低下するほか、幻覚や妄想などの精神障害が現れます。

特に恐ろしいのは、シンナーを使うことによって脳が縮まってしまうことです。



危険ドラッグ

危険ドラッグを使うと、幻覚や幻聴などの症状が現れ、中には、意識がなくなったり、痙攣したりして、病院に運ばれるケースなどが数多く発生しています。



薬物乱用は一度でも犯罪です！

大麻以外にも薬物は、法律で厳しく禁止されています。

薬物名	法律	罰則
覚醒剤	覚醒剤取締法	持っていたり、人に渡したりすると、罰として最高10年間、刑務所に入れられる罪になります。
EMD A	麻薬及び向精神薬取締法	持っていたり、人に渡したりすると、罰として最高7年間、刑務所に入れられる罪になります。
シンナー	毒物及び劇物取締法	吸うために持っていたり、吸ったりすると、罰として最高1年間、刑務所に入れられたり、最高50万円の罰金を払う罪になります。
危険ドラッグ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	危険ドラッグの成分のうち、指定薬物に指定されている薬物は、持っていたり、買ったり、人からもらったりすると、罰として最高3年間、刑務所に入れられたり、最高300万円の罰金を支払う罪になります。

やくぶつ
薬物のおそろしさがよくわかったわ。ありがとう！

やくぶつ ぜったい つか
「薬物は絶対に使わない」ということを心に決めて、体や心を壊してしまう薬物から自分や家族、友だちを守ろう！

かぞく とも
家族も友だちもなくしてしまう薬物には、絶対近づきません！



少年相談110番



0120-677110

つわりようきんむりよう
(通話料金無料)

うけつけ ごぜん じ ふん ごご じ ぶん じかんがい どにちしゆくじつ るすばんでんわ
受付：午前8時45分～午後5時30分（時間外と土日祝日は留守番電話）

◇悩んだり、困っていたりしていることがあれば、相談してください。
相談は、匿名でもかまいません。

少年相談(ヤングメール)

ほっかいどうけいさつ
北海道警察ホームページ <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>

トップ画面から「公式 Twitter」と書いてある枠を見つけて、
その枠の下の方にある「相談・要望、意見はこちらへ」をクリック

メールの受信確認：平日の午前8時45分～午後5時30分

担当者から電話などで回答する場合がありますので、名前、電話番号などをお知らせください。なお、メールによる回答は行っていません。

- 覚醒剤等薬物乱用をはじめ、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などについて、困っていることや悩んでいることなどがあれば、ご相談ください。なお、児童虐待に関する休日、夜間の相談は「#9110」へおかけください。
- お近くの警察署、交番、駐在所でも各種相談に応じています。
- 事件・事故など急を要するものは、「110番」通報をお願いします。